東京都北区立滝野川第五小学校

新築基本構想・基本計画

令和８年６月

北区教育委員会

目　次

１　施設整備に関する状況 …… １

１－１　滝野川第五小学校の概要 …… １

１－２　滝野川第五小学校の通学区域 …… ２

１－３　児童数の推計 …… ３

１－４　計画地周辺の状況 …… ４

２　建築に関わる諸条件 …… ５

２－１　敷地の現況 …… ５

２－２　敷地の写真 …… ８

３　施設構想 …… １１

３－１　施設構成の考え方 …… １１

３－２　整備コンセプト …… １１

３－３　整備方針 …… １１

４　施設計画 …… １３

４－１　施設ブロックの構成 …… １３

４－２　施設構成及び規模 …… １５

４－３　関係法令等 …… １７

１　施設整備に関する状況

１－１　滝野川第五小学校の概要

（１）沿革

大正１４年　開校
昭和４５年　校舎増築工事、体育館建設工事完了
　　６０年　校舎大規模改修工事完了
平成　５年　体育館改修工事完了
　　１５年　校舎及び体育館耐震補強工事完了
令和　２年　校庭改修工事
　　６年　創立１００周年

（２）既存施設概要

①	所在地	北区昭和町３丁目３番１２号
②	敷地面積	９，８１６．４３㎡
③	延面積	５，７４７㎡
④	施設構造	鉄筋コンクリート造３階建
⑤	施設内容	校舎面積４，９９９．３６㎡　運動場面積５，５００㎡
⑥	保有教室数	普通教室１４ 特別教室（図工室２、図書室２、少人数教室２、理科室、音楽室２、家庭科室、他）、特別支援教室、給食室、職員室、校長室、事務室、主事室、保健室、他

１－２　滝野川第五小学校の通学区域

滝野川第五小学校の通学区域は以下の区域である。（令和７年２月現在）
上中里　　２丁目、３丁目
昭和町　　１丁目、２丁目、３丁目
栄　町

滝野川第五小学校通学区域図

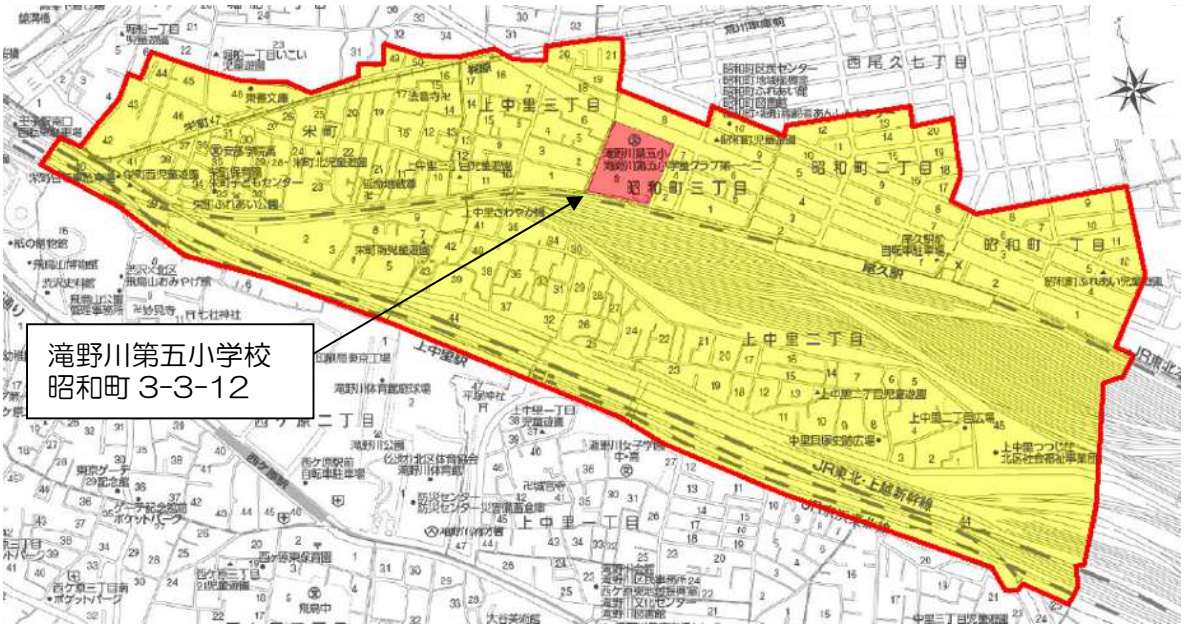

１－３　児童数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、滝野川第五小学校の児童数及び学級数を推計する。

＜滝野川第五小学校　児童数及び学級数推計＞

※令和６年度の数値は１１月１日現在の実数。

令和	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
１年	43	2	57	2	44	2	52	2	44	2	50	2
２年	54	2	41	2	56	2	43	2	51	2	43	2
３年	39	2	53	2	40	2	55	2	42	2	50	2
４年	58	2	38	2	54	2	41	2	56	2	43	2
５年	57	2	59	2	39	2	55	2	40	2	56	2
６年	46	2	58	2	59	2	39	2	54	2	41	2
計	297	12	306	12	292	12	285	12	287	12	283	12
特別支援学級	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2
総計	311	14	320	14	306	14	299	14	301	14	297	14

※令和７年度以降は令和６年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和３年度から５年かけて学年進行で３５人に引き下げられる。

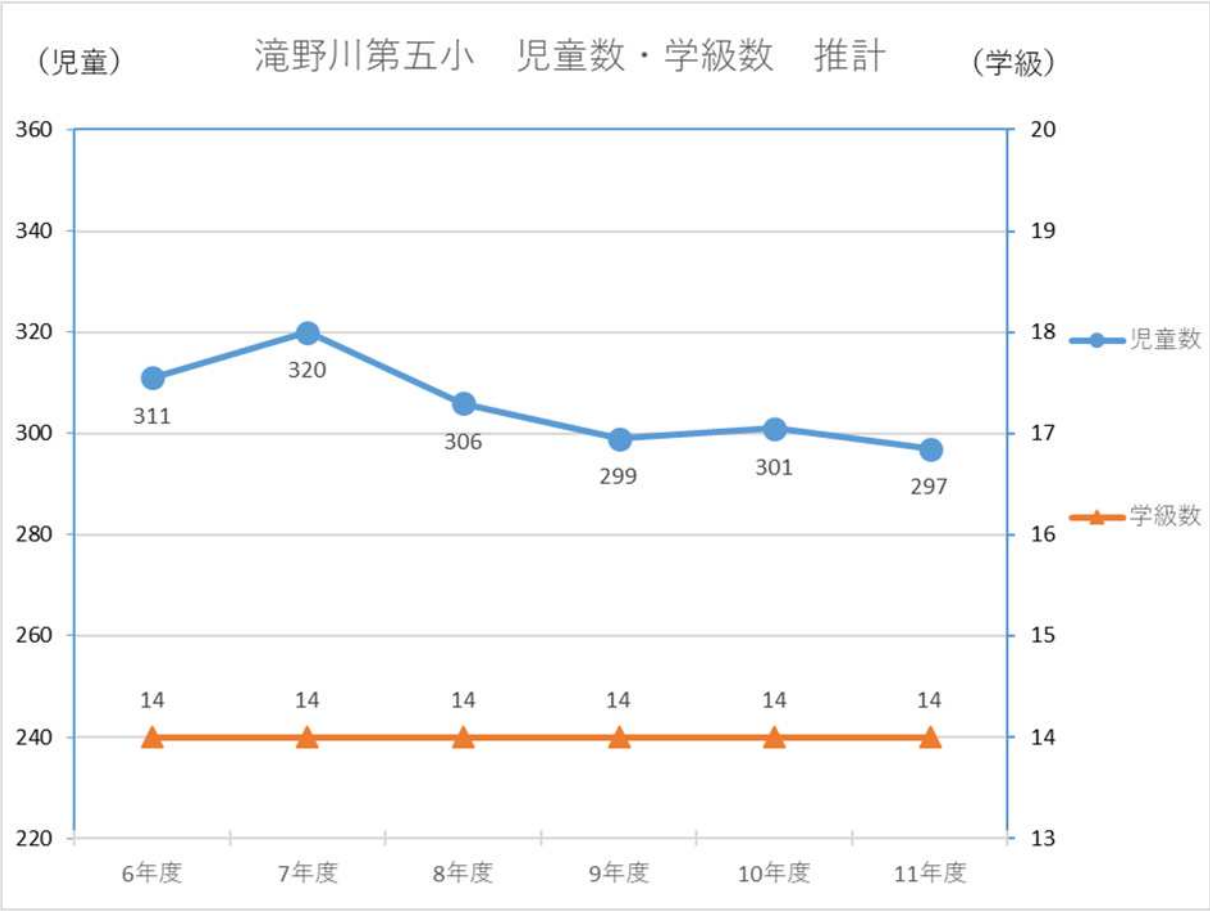

１－４　計画地周辺の状況

建設予定地は、都電梶原駅の南東約０．２ｋｍ、JR 上中里駅の北東約０．４ｋｍ、JR 尾久駅の西約０．５ｋｍに位置している。

建設予定地の北側には明治通り、南側には鉄道線路があり、南東方面から北西方面に続いている。敷地の東側には昭和町区民センターがあり、周辺住民の拠点となっている。また、建設予定地を中心として周辺には住宅地が広がるとともに、公園緑地や保育園、都営住宅等が点在している。

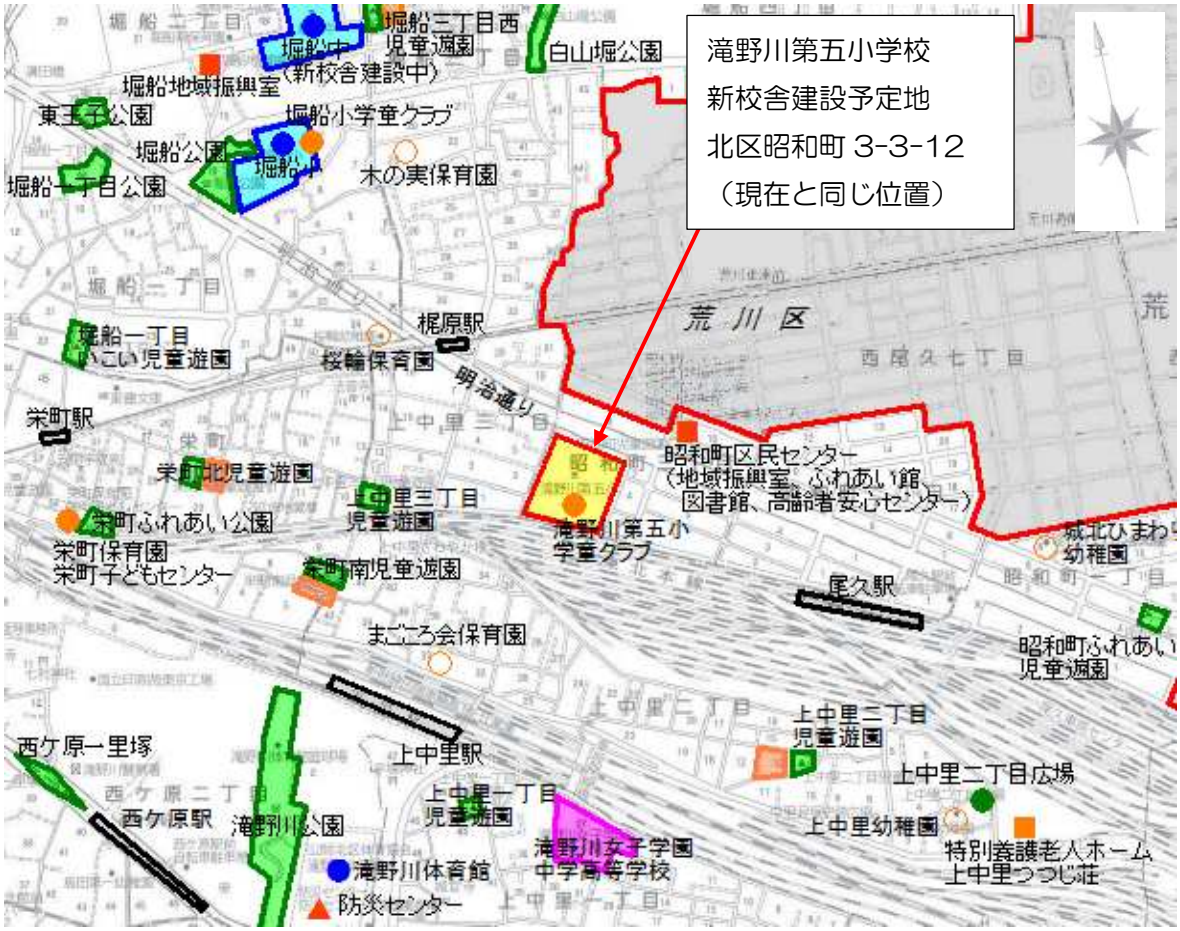

＜凡例＞

	小・中学校	●	地区体育館 図書館	■	区民センター、地域振興室
	その他の学校	●	区立保育園 学童クラブ	▲	防災センター
○	私立保育・幼稚園、認可保育園	■	区立特別養護老人ホーム		都営住宅 機構・公社住宅
	児童遊園、公園緑地		駅		区境

2　建築に関わる諸条件

2－1　敷地の現況

（1）　敷地状況
① 住居表示：北区昭和町３丁目３番１２号
② 敷地面積：９，８１６．４３㎡

（2）用途地域・地区等
① 用途地域：商業地域（敷地北側）／準工業地域（敷地南側）
② 建 蔽 率：　８０％／　６０％
③ 容 積 率：５００％／３００％
④ 防火地域：防火地域／準防火地域
⑤ 高度地区：－／第三種高度地区
⑥ 日影規制（高さ１０mを越える建築物を対象とする）
測定面　平均地盤面からの高さ　４m
規制値　敷地境界線から５mを超え１０m以内の範囲　　５時間以上
敷地境界線から１０m以上の範囲　　３時間以上
（南側　準工業地域に該当）

（3）隣地状況
北側：民家
東側：民家、工場
南側：JR鉄道
西側：民家、自治会館

（4）交通状況
都電梶原駅から直線で約２００m、JR上中里駅から直線で約４００m、JR尾久駅から直線で約５００mの位置にあり、通学距離は直線で最長約８００mである。

（5）接道状況、道路種別
北側：都道３０６号王子千住夢の島線（建築基準法４２条１項１号、都市計画道路環状５－２号線）
※敷地への接道なし。
東側：特別区道北４０１号　幅員６．７３m（同法４２条１項１号）
南側：特別区道北５２号　　幅員６．１６m～６．２９m（同法４２条１項１号）
西側：特別区道北荒２号　　幅員５．５５m～７．２m（同法４２条１項１号）

（6）都市設備
排水：公共下水道供用区域
ガス：東京ガス
電力：東京エコサービス株式会社

（７）周辺敷地の状況

＜周辺道路状況＞

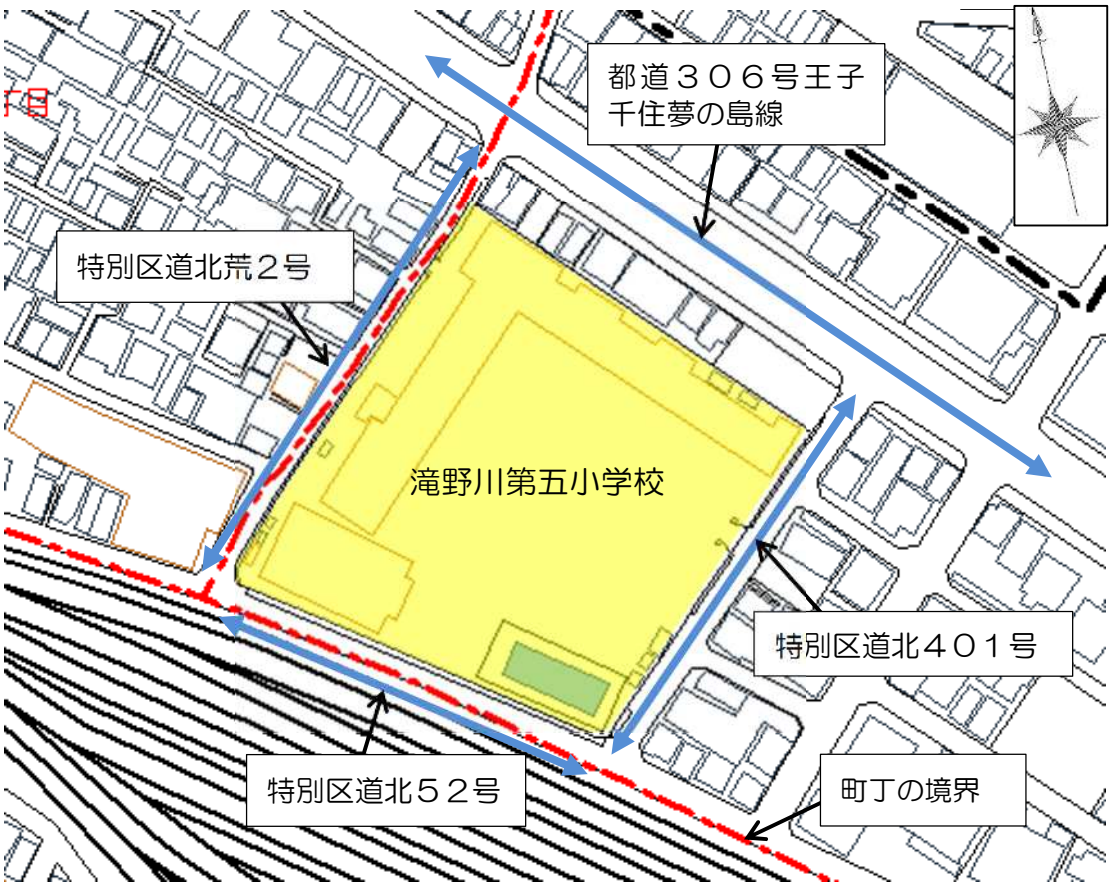

＜都市計画図＞

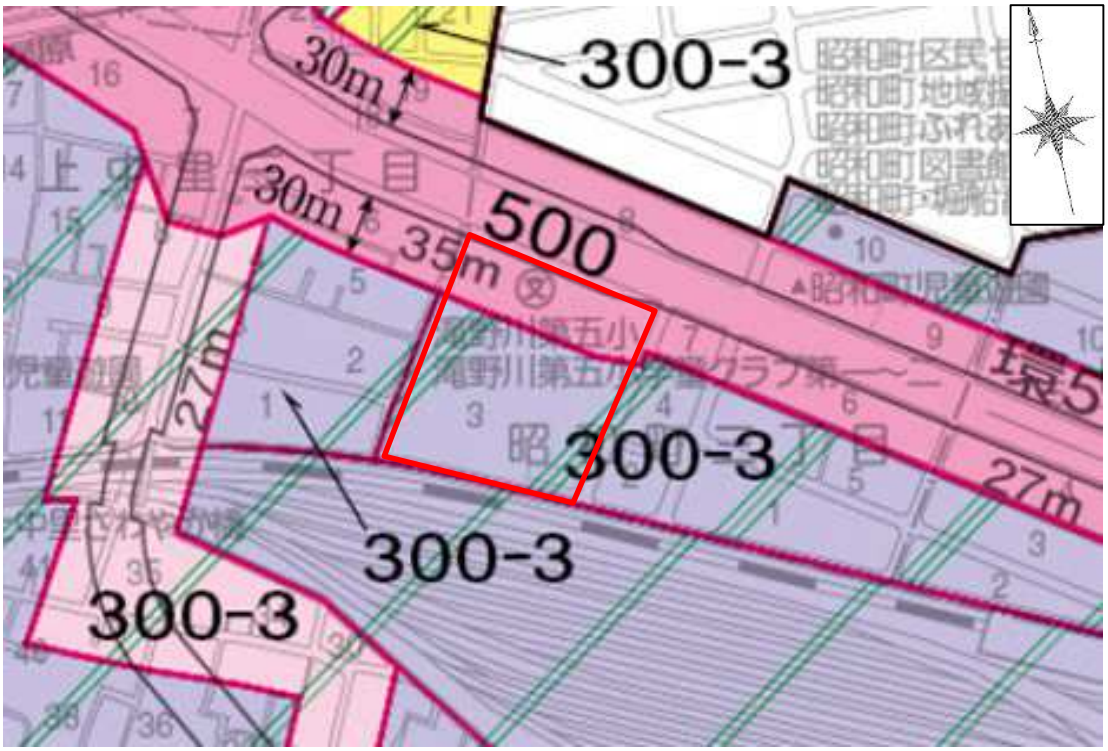

＜ハザードマップ＞

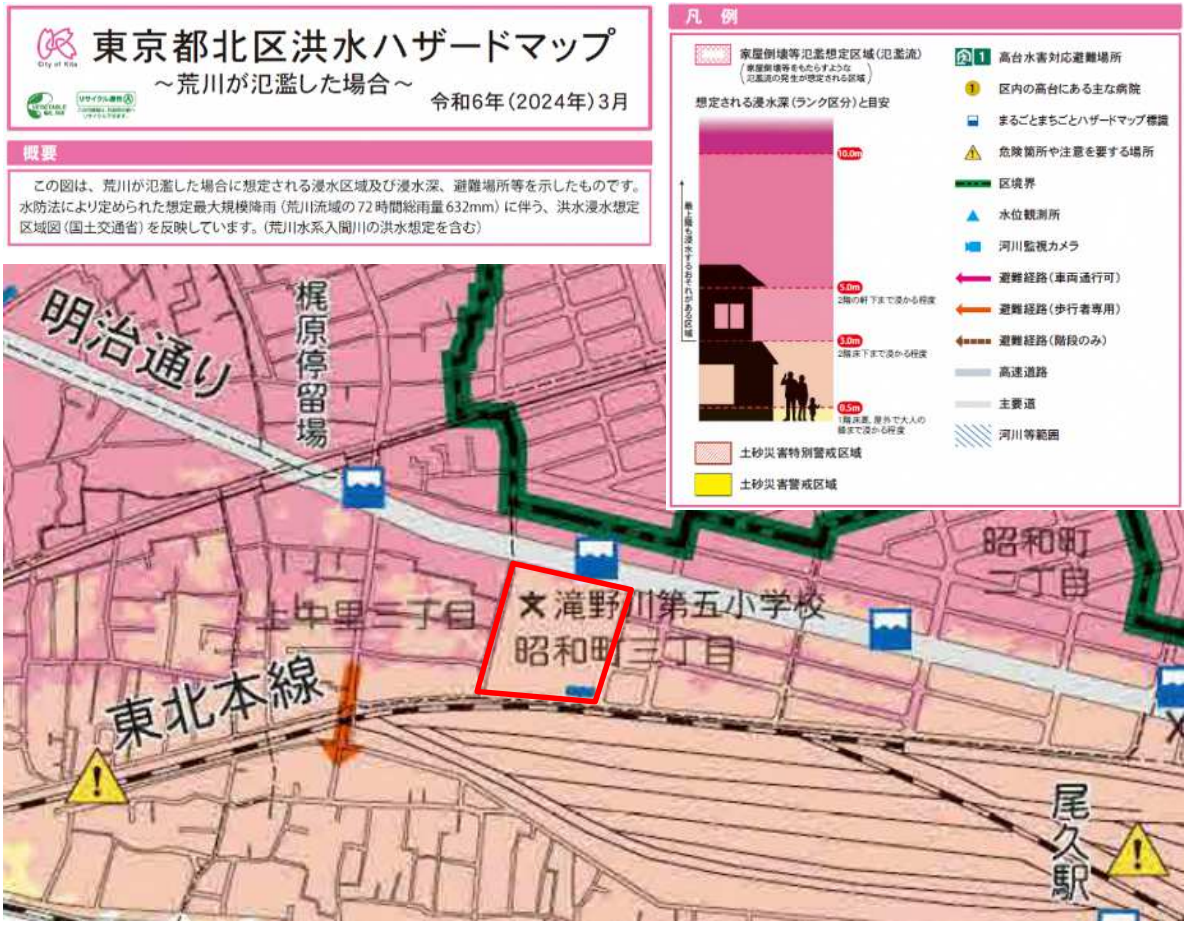
東京都北区洪水ハザードマップ
～荒川が氾濫した場合～
令和6年（2024年）3月
概要
この図は、荒川が氾濫した場合に想定される浸水区域及び浸水深、避難場所等を示したものです。水防法により定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）に伴う、洪水浸水想定区域図（国土交通省）を反映しています。（荒川水系入間川の洪水想定を含む）
凡例
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
想定される浸水深（ランク区分）と目安
10.0m
5.0m
2階の軒下まで浸かる程度
3.0m
2階床下まで浸かる程度
0.5m
1階床面、屋外で大人の腰まで浸かる程度
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
高台水害対応避難場所
区内の高台にある主な病院
まるごとまちごとハザードマップ標識
危険箇所や注意を要する場所
区境界
水位観測所
河川監視カメラ
避難経路（車両通行可）
避難経路（歩行者専用）
避難経路（階段のみ）
高速道路
主要道
河川等範囲
明治通り
梶原停留場
上中里二丁目
滝野川第五小学校
昭和町三丁目
昭和町二丁目
東北本線
尾久駅

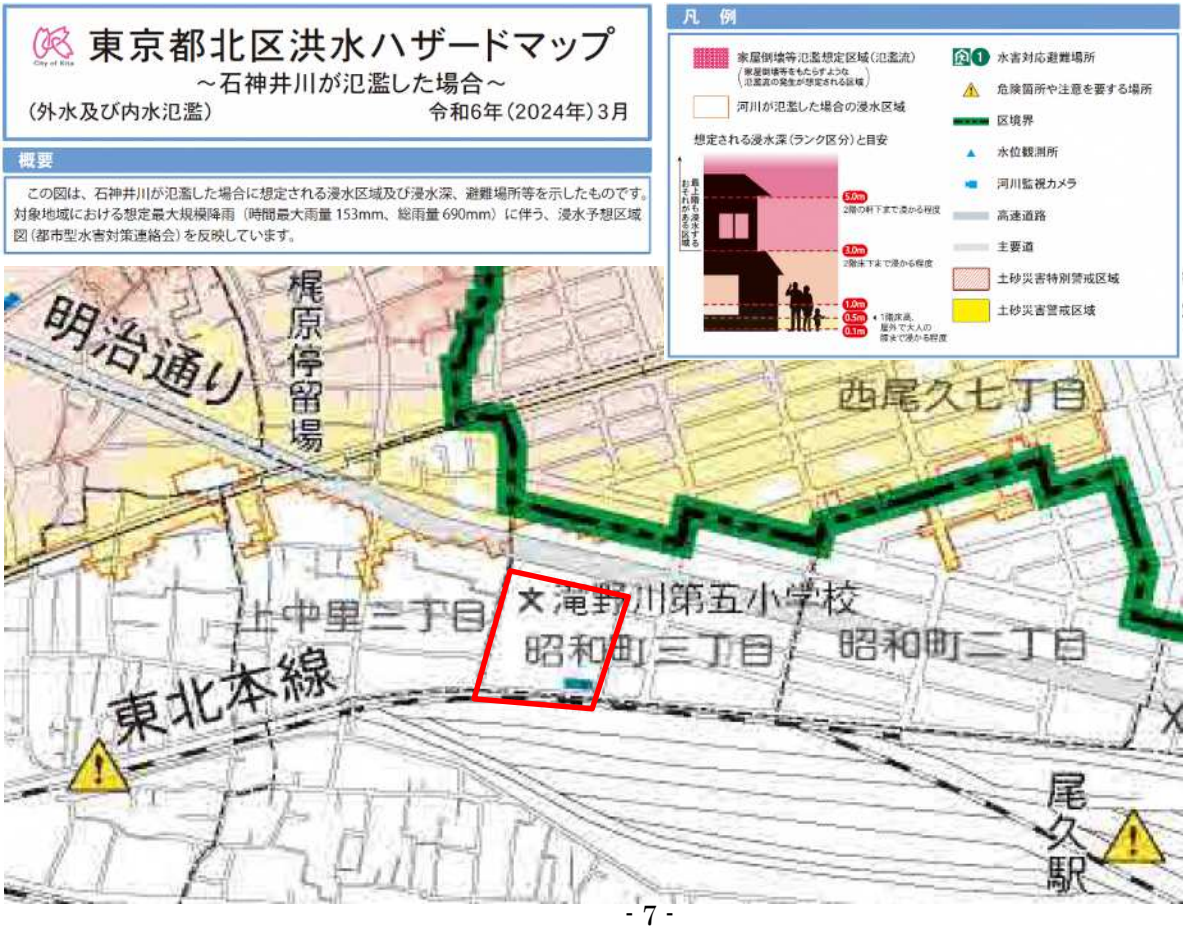
東京都北区洪水ハザードマップ
～石神井川が氾濫した場合～
（外水及び内水氾濫）
令和6年（2024年）3月
概要
この図は、石神井川が氾濫した場合に想定される浸水区域及び浸水深、避難場所等を示したものです。対象地域における想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）に伴う、浸水予想区域図（都市型水害対策連絡会）を反映しています。
凡例
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
河川が氾濫した場合の浸水区域
想定される浸水深（ランク区分）と目安
5.0m
2階の軒下まで浸かる程度
3.0m
2階床下まで浸かる程度
1.0m
0.5m
0.1m
1階床面、屋外で大人の腰まで浸かる程度
水害対応避難場所
危険箇所や注意を要する場所
区境界
水位観測所
河川監視カメラ
高速道路
主要道
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
明治通り
梶原停留場
西尾久七丁目
上中里三丁目
滝野川第五小学校
昭和町三丁目
昭和町二丁目
東北本線
尾久駅

２－２　敷地の写真

滝野川第五小学校　写真位置図

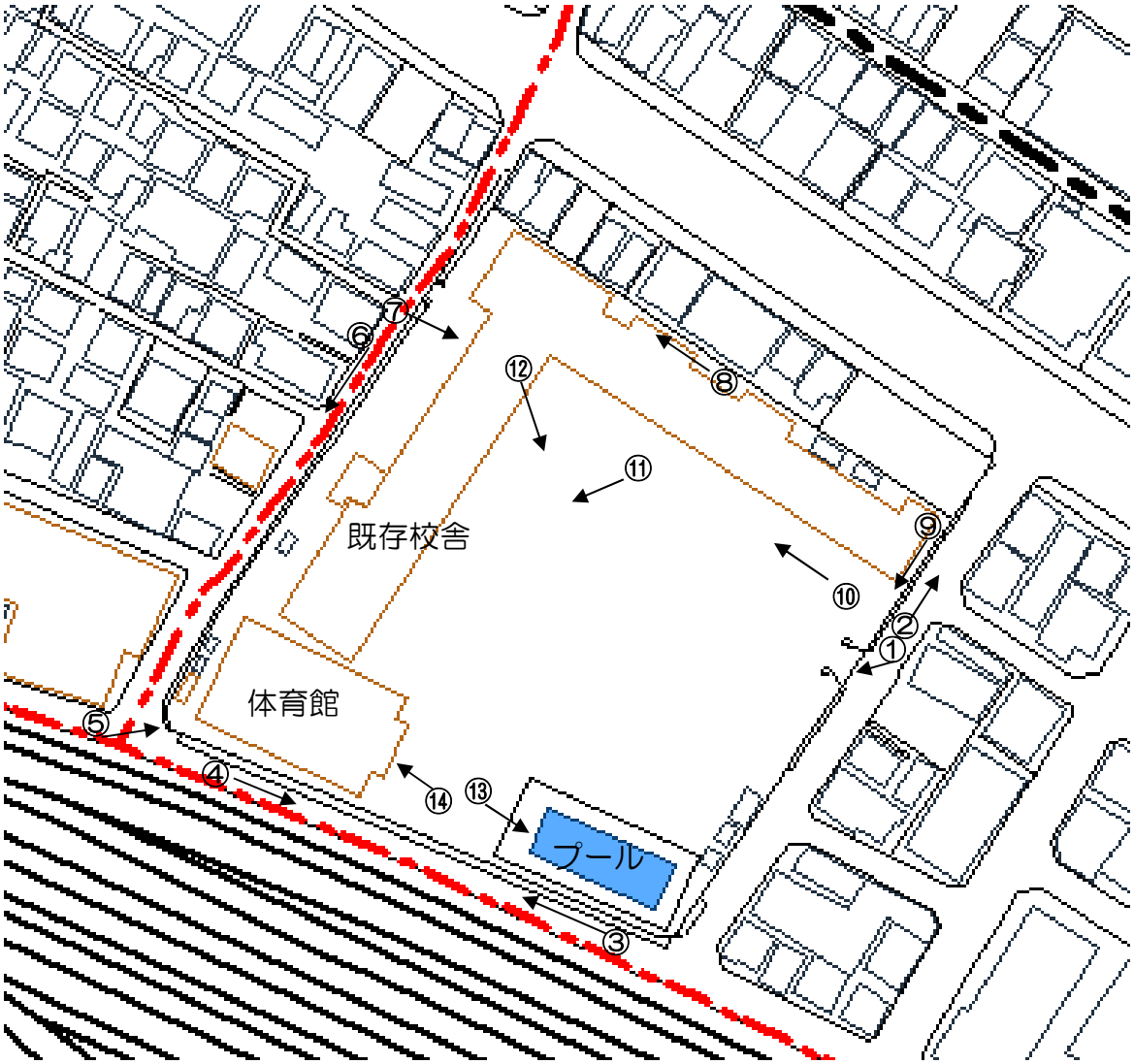

①正門（東側）

②区道（東側）

③区道（南側）

④区道（南側）

⑤滝野川消防団　第七分団本部

⑥区道（西側）

⑦昇降口（西側）

⑧校舎裏（北側敷地境界）

⑨校舎裏（東側敷地境界）

⑩運動場

⑪運動場と校舎（西側）

⑫グラウンド（校舎屋上より）

⑬プール

⑭体育館

３　施設構想

３－１　施設構成の考え方

敷地は低層の住宅等が多く集まる市街地に位置し、南側にＪＲの線路と操車場、北側に明治通りが近接している。敷地外周には樹木が大きく育ち、まとまった緑の景観を形成している。

本校は令和６年（２０２４年）に創立１００周年を迎えた長い歴史を有する小学校であり、地域とのつながりが強く、地域や保護者と連携した様々な行事等が行われている。

計画にあたり、これからの時代に対応した高機能な学習空間と、児童がのびのびと過ごせる快適な学校環境の実現を目指すとともに、周囲の環境と調和し、地域と交流できる、親しみやすい学校づくりを行うものとする。

３－２　整備コンセプト

《整備コンセプト》

つどい　つながる　明るい滝五（たきご）

《整備コンセプトの主旨》

全校児童が多様な学習活動や地域も交えた幅広い交流を通して様々に集い、繋がることができる校舎を目指し、「つどう」と「つながる」をキーワードとして取り入れた。

児童一人ひとりが輝くことのできる、未来に開かれた明るく親しみやすい校舎をイメージし、地域で慣れ親しまれてきた「滝五（たきご）」という呼称を用いて「明るい滝五（たきご）」とした。

３－３　整備方針

上記の整備コンセプトを基本とし、北区立小・中学校整備方針に示された「整備に向けた４つの視点」を実現するため、次の４つを整備方針とする。

〈方針１〉

多様な学習に対応する柔軟な校舎　（＝学習空間の充実）

校舎を出来るだけコンパクトにまとめ、各機能を利用しやすく明快にゾーニングするとともに、校内の移動が容易で、教室を連携利用しやすいつくりとし、機能的で柔軟な学習環境を実現する。

①各階に２学年分の普通教室と多目的室、少人数教室を並べて配置し、多目的室の前にオープンスペースを設けて、学年のまとまりを得やすく、様々な学習単位で活動できるつくりとする。

②学校図書館を全ての児童が立ち寄りやすい１階の昇降口正面に配置する。多目的ホールを隣接して設け、２室を連携させた幅広い学習活動を展開できるつくりとする。

③特別教室を普通教室に近い２階と３階に集約し、教室移動をしやすくする。特別教室の前面の廊下に掲示板や展示棚を用意し、児童の興味や関心を引き出しやすいつくりとする。

〈方針２〉

自然光に満ち、風が抜ける快適な校舎 （＝生活空間の充実）

シンプルでわかりやすい平面計画を基本とし、陽当りがよく風が抜ける、快適で居心地のよい空間づくりを行う。児童が安全に過ごせ、ユニバーサルデザインにも配慮した校舎とする。

①全ての普通教室と特別支援学級を南向きに配置し、窓に庇を設けて夏の日差しを遮り、適切に断熱を行う等により、室内の明るさや温度環境を整え、健康で衛生的な教室空間を築く。

②管理諸室を校内の様子を把握しやすく配置し、避難経路を明快に設定して、児童の安全を確保しやすくする。エレベーターや車椅子利用者用トイレ等を整備し、バリアフリーな校舎とする。

③採光・通風への配慮、窓まわりの日射制御、適切な断熱性能の確保を基本とし、高効率な設備機器を採用することで、ZEB Oriented 相当の省エネルギー性能を満足する。

〈方針３〉

地域に馴染み、地域と交流する校舎 （＝地域との連携の充実）

校舎を地域の景観に馴染ませ、緑豊かな街並みを形成する。校舎内に地域とも交流できる場を設けるとともに、避難所機能を充実させて、地域の拠り所となる校舎とする。

①校舎をコンパクトにまとめ、北側と西側をセットバックさせて周辺への日影や圧迫感を抑える。道路に沿って歩道状空地を設け、敷地の外周を緑化して緑豊かな環境をつくる。

②校舎の１階に多目的ホールを配置し、昇降口に面して様々な行事等に利用できる玄関ホールを設ける等、地域と交流しやすいつくりとする。

③体育館は２階に配置し、防災備蓄倉庫を近接させ、非常用発電機を備える。グラウンドに面して防災資機材倉庫とマンホールトイレ、かまどベンチを整備する。

〈方針４〉

世代を超えて親しまれる長寿命な校舎 （＝社会環境への対応）

将来的な教育手法や児童数の変化に対応できる、柔軟性の高い校舎づくりを行う。維持管理の負担が少なく省エネであるとともに、長く愛着を持って使い続けられる校舎を実現する。

①材料の選定や納まり等に配慮し、丈夫で維持管理が容易な校舎をつくる。温かく、経年変化に耐えるレンガや無垢の木材を効果的に用いる等により、親しみやすく愛着を感じる校舎とする。

②合理的な構造フレームと効率のよい設備システム、明快な設備ルートの設定により、安全性に優れ、日常的に運用しやすく、将来の用途変更や設備更新にも対応しやすいつくりとする。

③校舎を敷地の北寄りにコンパクトに配置し、グラウンドを陽当たりのよい南側に、広く、使いやすい形状で確保する。

４　施設計画

施設計画は「北区立小・中学校整備方針（令和８年３月）」及び「東京都北区立滝野川第五小学校新築概要（令和７年２月）」に準じて行う。
滝野川第五小学校の整備にあたり、各施設構成において特に配慮すべきと考える点について以下に示す。

４－１　施設ブロックの構成

（１）普通教室ブロック

①普通教室
普通教室は良好な環境を得やすい南向きとし、２階から４階に２学年ずつ配置する。廊下との間仕切りを広く開放できるつくりとし、廊下も学習スペースの一部として活用できる構成とする。

②多目的室・少人数教室
普通教室と連携しやすく、児童数の増加時は予備教室として対応できるよう、普通教室と同じ並びに配置する。多目的室の前面にオープンスペースを配置し、一体的な利用を可能にする。

（２）特別支援ブロック

①特別支援学級、特別支援教室
特別支援学級は他の児童と交流を図りやすく、非常時の避難が容易な１階に配置する。多目的室を隣接させ、近くに専用のトイレとシャワー室、倉庫を設ける。
特別支援教室は普通教室との行き来が容易で、落ち着きを保ちやすい３階の西側に配置する。

（３）特別教室ブロック

①特別教室
普通教室との行き来が容易なよう、校舎北側の２階と３階に配置する。前面の廊下は各教科の展示スペースとして掲示板や展示棚等を設ける。

②多目的ホール
全ての学年や特別支援学級から利用しやすく、地域交流等にも対応しやすい１階に配置する。

③学校図書館
全校児童がいつでも利用できるよう１階の昇降口正面に配置する。多目的ホールと隣接した配置とし、調べ学習や発表等、様々な連携利用を可能にする。

（４）体育施設ブロック

①体育館
普通教室から行き来しやすく、浸水の影響を受けにくい２階に配置する。南北が外部に面したつくりとし、採光・通風を図る。舞台設備を備えたステージと器具庫を付属させる。

②屋外プール
グラウンドを広く確保するため、校舎の屋上に配置する。低学年と中高学年の体格差を考慮し、可動床式プールを採用する。周囲の高層建物等からの目線と夏の強い日差しに配慮し、目隠し壁と日除け庇を設置する。

③グラウンド
　陽当たりのよい敷地南側に使いやすいかたちで広く確保する。グラウンドに面して体育倉庫と屋外トイレを設ける。夜間開放用としてナイター設備を整備する。

（５）管理諸室ブロック

①管理諸室
　昇降口に隣接し、グラウンドに面して校内の様子を確認しやすい１階に、各室が連携しやすいように機能的に配置する。

②保健室
　グラウンドに面し、緊急車両がアクセスしやすい１階に配置する。保健室用倉庫と校内別室を隣接させる。

（６）給食調理室ブロック

①調理室等
　前面道路幅が比較的広く、車両がアクセスしやすい敷地東側に配置する。機能的で衛生管理が容易なつくりとする。

②配膳室
　１階調理室の直上に、各階の教室に配食しやすいように配置する。小荷物専用昇降機を設ける。

（７）放課後子ども総合プラン

①放課後子ども教室・学童クラブ
　放課後の送迎や休み期間中の単独運用等に対応しやすいよう、校舎１階の北西寄りに集約する。専用の玄関を設け、小学校とのエリア分けが容易なつくりとする。

（８）その他

①防災拠点
　地域避難所として体育館に防災備蓄倉庫を近接させ、自家発電設備（７２時間）を備えるほか、１階に防災資機材倉庫、グラウンド周囲にマンホールトイレとかまどベンチ、屋上にヘリサインを整備する。主要な屋外設備機器は浸水を考慮し、２階以上に配置する。

②省エネルギー化
　校舎に吹抜けや光庭、風の通り道となる階段室を設け、採光・通風を図りやすいつくりとする。窓の日除け庇の設置や外断熱工法、省エネガラス等の採用により熱負荷の低減を図るとともに、高効率設備機器を用い、太陽光発電等の自然エネルギー利用を導入して、省エネで快適な校舎とする。ＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄ相当以上の環境性能を確保する。

③ユニバーサルデザイン
　誰もが利用しやすいシンプルで明快な平面計画を基本とし、エレベーターを来校者にもわかりやすい場所に配置し、車椅子で利用できるトイレを各階に設ける等、バリアフリー化を図る。

４－２　施設構成及び規模

学校施設については、１－３「児童数の推計」で示した児童数及び学級数（令和１１年度・２８３名・１２学級）より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

種　類	教室・スペース	整備方針			検討案	
		室数	規模（64㎡=1）	面積(㎡)	室数	面積(㎡)
普通教室	普通教室	12	12	768.0	12	768.0
	少人数教室	2	2	128.0	2	128.0
多目的スペース	多目的室 ◆	8	4	256.0	5	320.0
	オープンスペース		2	128.0	3	96.0
	多目的ホール（ランチルーム）		2	128.0	1	128.0
特別支援	特別支援教室	1	1	64.0	1	38.3
	特別支援学級	2	2.5	160.0	2	177.0
特別教室	理科室・準備室	1	2	128.0	1	130.4
	図工室・準備室	1	2	128.0	1	150.0
	音楽室・準備室	1	2.5	160.0	1	160.0
	家庭科室・準備室	1	2	128.0	1	130.4
	学校図書館	1	2	128.0	1	136.4
体育施設	体育館	1	8.75	560.0	1	642.0
	プール関係諸室	1	2.5	160.0	1	148.8
管理諸室	職員室・事務室	1	3.5	224.0	1	196.8
	校長室	1	0.5	32.0	1	32.0
	保健室	1	1.25	80.0	1	80.0
	管理室	1	0.5	32.0	1	32.0
	職員更衣室・休憩コーナー	1	1	64.0	1	18.3
	印刷室	1	0.5	32.0	1	25.2
	倉庫	2	2	128.0	2	110.7
	会議室 ◆	1	1	64.0	1	63.6
	カウンセリング室	1	0.5	32.0	1	23.9
	教育相談室	1	0.5	32.0	0	0.0
	校内別室	1	0.5	32.0	1	21.1
	職員用トイレ	1	0.5	32.0	1	27.1

その他	児童会室	1	0.5	32.0	0	0.0
	放送室	1	0.5	32.0	1	19.0
	教材室	3	3	192.0	4	121.9
	小会議室	1	0.5	32.0	1	24.8
給食関係	調理室等	1	5.25	336.0	1	345.7
	配膳室	各階	1.25	80.0	3	59.7
共用部分	昇降口	2	2	128.0	1	114.0
	エレベーター	各階	0.5	32.0	各階	35.6
	トイレ・廊下・階段等	25%程度		1,428.0		2,067.3
防災	防災備蓄倉庫	1	1	64.0	1	62.3
	防災資機材倉庫	1	0.5	32.0	1	31.7
放課後子ども総合プラン	学童クラブ	4	2	128.0	2	144.0
	放課後子ども教室		1	64.0	1	64.0
	スタッフルーム・倉庫		1	64.0	1	44.0
校舎　合計				6,452.0		6,918.0

屋外施設	屋外体育倉庫	1	0.75	48.0	5	93.0
	廃棄物等保管場所				1	10.0
	駐輪場				1	16.0
屋外施設　合計				48.0		119.0

施設規模　合計				6,500.0		7,037.0

※普通教室の面積を８m×８m＝６４㎡として、６４㎡＝１を規模の単位とした。
※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、実施設計終了時において最終的に決定する。
※「北区立小・中学校整備方針（令和８年３月）」を考慮するものとする。

４－３　関係法令等

（１）北区の関係条例・規則・指導要綱等

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
東京都北区景観づくり条例
東京都北区文化財保護条例
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
　　東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
　　東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
　　東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
　　東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱
東京都北区みどりの条例
　　東京都北区みどりの条例施行規則
東京都北区環境基本条例
東京都北区プールに関する条例
北区居住環境整備指導要綱
東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準
東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）
東京都北区食品衛生法施行細則(営業許可申請)
東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）
東京都北区建築基準法施行細則

（２）その他関連する条例等

東京都駐車場条例
東京都福祉のまちづくり条例
東京都建築安全条例
東京都における自然の保護と回復に関する条例
東京都文化財保護条例
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
水の有効利用促進要綱

（３）主な北区の関係計画等

北区立小・中学校整備方針
北区立小・中学校長寿命化計画
「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方
東京都北区地域防災計画
北区地域危険度一覧表
北区特別支援教育推進計画
北区役所ゼロカーボン実行計画
東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本指針
北区大規模水害避難行動支援計画
北区国土強靭化地域計画
北区景観づくり計画
北区公共施設等総合管理計画
北区環境基本計画2023

北区立滝野川第五小学校新築基本構想・基本計画
発行年月　令和８年６月
発　　行　北区教育委員会事務局
教育振興部　学校改築施設管理課
住所　北区滝野川２丁目５２番１０号
電話　０３（３９０８）９２７７

刊行物登録番号
８－１－０５５